

# 都市計画法第 37 条建築制限解除申請書類一覧

この表は、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する開発行為に適用します。なお、次の(1)及び(2)のいずれにも該当しない開発行為については、建築制限解除申請書(市規則様式第18号)正・副2部のみ提出してください

- (1) 市街化調整区域内における非自己用建築物の建築を目的とする開発行為  
 (2) 開発区域の面積が 1,000㎡ 未満の開発行為

No	書類区分	作成要領等	
1	建築制限解除申請書	市規則様式第18号を使用してください	
2	委任状〔署名又は記名押印のあるもの〕	代理人に手続を委任する場合に提出してください ただし、許可申請時に提出している場合、提出の必要はありません	
		代理人の〒番号、住所、氏名、電話番号 及び FAX番号を記載してください ※ 法人の場合は、担当者の氏名も記載してください	
3	開発行為(変更)許可書の写し		
4	開発行為に関する工事工程表の写し		
5	開発行為に関する工事請負契約書の写し		
6	案内図(付近見取図)	都市計画図、住宅地図等(縮尺 1/2, 500 以上)に開発区域の区域を図示するとともに、図面のタイトル、方位、縮尺及び作成者の氏名を記載してください	
7	防災上の措置の内容を記載した書類	土砂、濁水等の開発区域外への流出を防止するために講じた防災上の措置(柵工の設置、素掘側溝、防災小堤、沈砂池等の造成等)の内容を記載してください	
8	設計図等 (兼用可)	(1) 防災上の措置が講じられた後の開発区域内の現況図	No7の措置(防災上の措置)が講じられた後の開発区域内の土地の現況、並びにNo9(1)の写真(開発区域内の現況写真)の撮影箇所及び撮影方向を示してください
		(2) 土地利用計画図	許可時から内容に変更(変更許可又は変更届出を要しないものに限る)がある場合は、変更前と変更後の図面をそれぞれ提出するか、又は、変更の内容を図面の余白に記載してください
		(3) 建築物の各階平面図及び立面図	許可時から内容に変更(変更届出を要しないものに限る)があった場合に提出してください
		(共通事項)	(2)の図面の縮尺は許可申請時と同程度とし、(1)の図面の縮尺は(2)の図面の縮尺と同程度としてください (3)の図面の縮尺は、1/100 程度としてください 各図面には、それぞれ図面のタイトル、方位、縮尺及び作成者の氏名を記載してください
9	現場写真	(1) 開発区域内の現況写真	No7の措置(防災上の措置)が講じられた後の開発区域内の土地の現況を撮影した写真を提出してください ※ 撮影箇所及び撮影方向をNo8(1)の図面(防災上の措置が講じられた後の開発区域内の現況図)に示してください
		(2) 開発行為(変更)許可済票の写真	開発区域内の見易い場所に掲示された開発行為(変更)許可済票を撮影した写真を提出してください
10	その他審査上必要と認める書類	申請書類の受付後にも現地調査を行った上で追加書類の提出を指示することがあります	

注1. この表は、申請書類とこれに最低限必要な記載事項等を一覧にまとめたものであり、上記の記載事項以外の事項についても記載が必要な場合には現地調査を行った上で補正を指示することがあります

注2. 建築制限解除申請書及び添付図書(現場写真を除く)は、正・副2部を提出してください

注3. 様式は、市公式ウェブサイトからダウンロード可(☞ 検索サイトで「桜川市 開発許可」で検索)

## 【留意事項】

建築制限解除を円滑に行うために、以下の3点に留意してください

- ① 建築制限解除申請書の提出前には、必ず現地を確認し、防災上の措置が申請の内容と相違なく施工されているか点検してください(申請の内容と現地の施工状況が異なる場合、建築制限解除を行うことができません)
- ② 開発区域の面積が 1,000㎡以上の場合、建築制限解除の現地調査には申請者(代理人に手続を委任している場合は、当該代理人)又は工事施行者の立会いを求めているので、建築制限解除申請書の提出時に日程調整をお願いします  
なお、現地調査の実施日は、毎週火曜日を定例としています
- ③ 法手続上、建築基準法の規定による建築確認申請は 建築制限解除申請に先立って進めていただいても差し支えありませんが、それは建築制限解除が受けられることを保障するものではありません

